

令和8年度 二条城

本丸御殿杉戸絵展示替え業務委託

仕 様 書

令和8年6月

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

(担当 降矢・三好 電話：841-0096)

1 業務名

令和8年度二条城本丸御殿杉戸絵展示替え業務委託

2 履行場所

京都市中京区二条通堀川西入二条城町5 4 1 番地

3 業務概要

本業務は、令和8年度に重要文化財（建造物）二条城本丸御殿（以下、「本丸御殿」という）における杉戸絵の展示替え作業を行うものである。

本丸御殿杉戸絵の展示替えは、10月と3月に各1日の合計2日間で、2回の展示替え作業を行うものである。

4 業務の内容

(1) 本丸御殿杉戸絵展示替え作業内容（別紙1及び2参照）

- ア 10月展示替え(1回目)は、南収蔵庫の南口から、これから展示する杉戸絵2枚を搬出し、美術工芸品専用運搬車にて、本丸御殿まで運搬する。本丸御殿の台所、内玄関、玄関のうち1か所から搬入し、安全な場所に仮置きする。
- イ 本丸御殿の御書院雲鶴の間二の間に展示している杉戸絵2枚を、展示用フレームから外し、上記アで仮置きした杉戸絵2枚と入れ替え展示する。
- ウ 上記イで取り外した杉戸絵を、美術工芸品運搬車に積み込み、南収蔵庫まで運び収納する。
- エ 3月の展示替え(2回目)は、上記イで御書院雲鶴の間二の間に設置した杉戸絵を展示用フレームから外し、裏面が表に来るように反転させ、再度、展示用フレームに展示する。
- オ 杉戸絵のほか、建物の柱や長押、文化財がき損しないように、建具の移動や、適切な養生等の措置を行うこと。
- カ 施工日の前日までに、本市職員と共に現地を下見すること。
- キ 作業は、学芸員の指示のもと行うこと。

(2) 展示替え日程及び作業員、車両について

本丸御殿杉戸絵展示替え作業の詳細については、表1の通り。

- ア 展示替え作業は、10月19日または20日のうち1日と、3月15日または16日のうち1日の合計2日間で、担当職員と協議のうえ日程を決定する。
- イ 作業時間は8時45分から16時45分までとする。作業内容の都合等により作業時間を延長する場合、本市職員と協議する。

- ウ 車両は、2 tの美術品専用車とする。
- エ 作業員の人数は、作業方針の定める中で増員することを可能とする。

表1 令和8年度 本丸御殿杉戸絵展示替えに要する作業員と車両

本丸御殿杉戸絵展示替え作業				
作業名称	期間	作業員	車両	備考
展示替え1回目	10月19日または20日	3人	2 t	
展示替え2回目	3月15日または16日	2人	—	

(3) 展示替え対象作品数

本丸御殿杉戸絵は、各時期につき所蔵する杉戸絵2面を展示替えする。

(4) 作業方針

- ア 作業員の中から、現場責任者を1名配置すること。
- イ 作業員は、正社員または定年退職後の再雇用嘱託員として雇用されていること（契約社員等、再雇用嘱託員以外の有期雇用契約や派遣社員は不可）。
- ウ 作業員の半数以上が、二条城二の丸御殿障壁画を含む国宝または重要文化財に指定されている障壁画の展示経験を有すること。また、展示経験を有する作業員が、それ以外の作業員に対し適切な監督指導を行うこと。
- エ 小型電気ドリル（インパクトドライバーは不可）、手回しドライバー、馬脚立、養生用の綿布団・巻き段ボール等の資材を用意すること。

(5) 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 提出書類

- ア 展示替え等作業前に提出するもの
 - (7) 作業員名簿

作業員名簿の記載内容は、「氏名」「社員としての在籍年数（再雇用嘱託員の場合はその旨を明記し、かつて正社員として在籍した年数を記載する）」「当日の現場責任者とその連絡先」を記載すること。提出した作業員名簿に変更があった際は、再度、名簿を提出すること。
- イ 本業務完了後に提出するもの
 - (7) 完了届
 - (8) 請求書

5 展示替え作業時における共通事項

(1) 作業条件

- ア 車両
 - (7) 車両の入退城は、次の注意事項を厳守すること。可能な限り、一般観覧時

間（8時45分から17時00分まで）外に行くこととし、一般観覧時間に入退城の際は、事前に本市職員と協議すること。原則として7時30分から8時30分までは東大手門から入退城し、9時00分から18時00分までは北大手門から入退城すること。入退城の際には門付近に常駐する警備員の指示に従うこと。

- (イ) 一般観覧時間における作業用車両の城内の移動は原則として認めない。やむを得ない理由により移動する際には、事前に本市職員に届け出た上で、本市職員の立ち会いのもと、現場作業員が徒歩で車両を誘導すること。
- (ロ) 進入経路が歩行者観覧経路と重複するため、走行には十分注意し、観覧者の有無に関わらず10km/h以下で走行すること。
- (ハ) 資材運搬車および美術品専用車は、展示収蔵館の北側に駐車すること。
- (ニ) 城外周辺道路での車両の駐停車は、交通運行の妨げになることから、厳に慎むこと。

イ その他

- (ア) 作業従事者が休憩中に城外へ出る際は、元離宮二条城から貸し出す「二条城」の腕章を身に着け入退城を行うこと。「二条城」の腕章を身に着けない場合は、再入城を認めない。
 - (イ) 城内の立ち入り禁止地区（柵内）及び建造物内等、作業に関係のない場所への侵入は、厳に慎むこと。
 - (ロ) 城内の備品・電気・ガス等の使用は、その都度、必ず本市職員の許可を受けること。また、使用後は、清掃を行い、元の場所へ返却し、本市職員の確認を受けること。
 - (ハ) 業務の終了に際しては、展示替えに伴う後片付け及び清掃を行うこと。
- (2) 法令等の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法等に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に係るその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

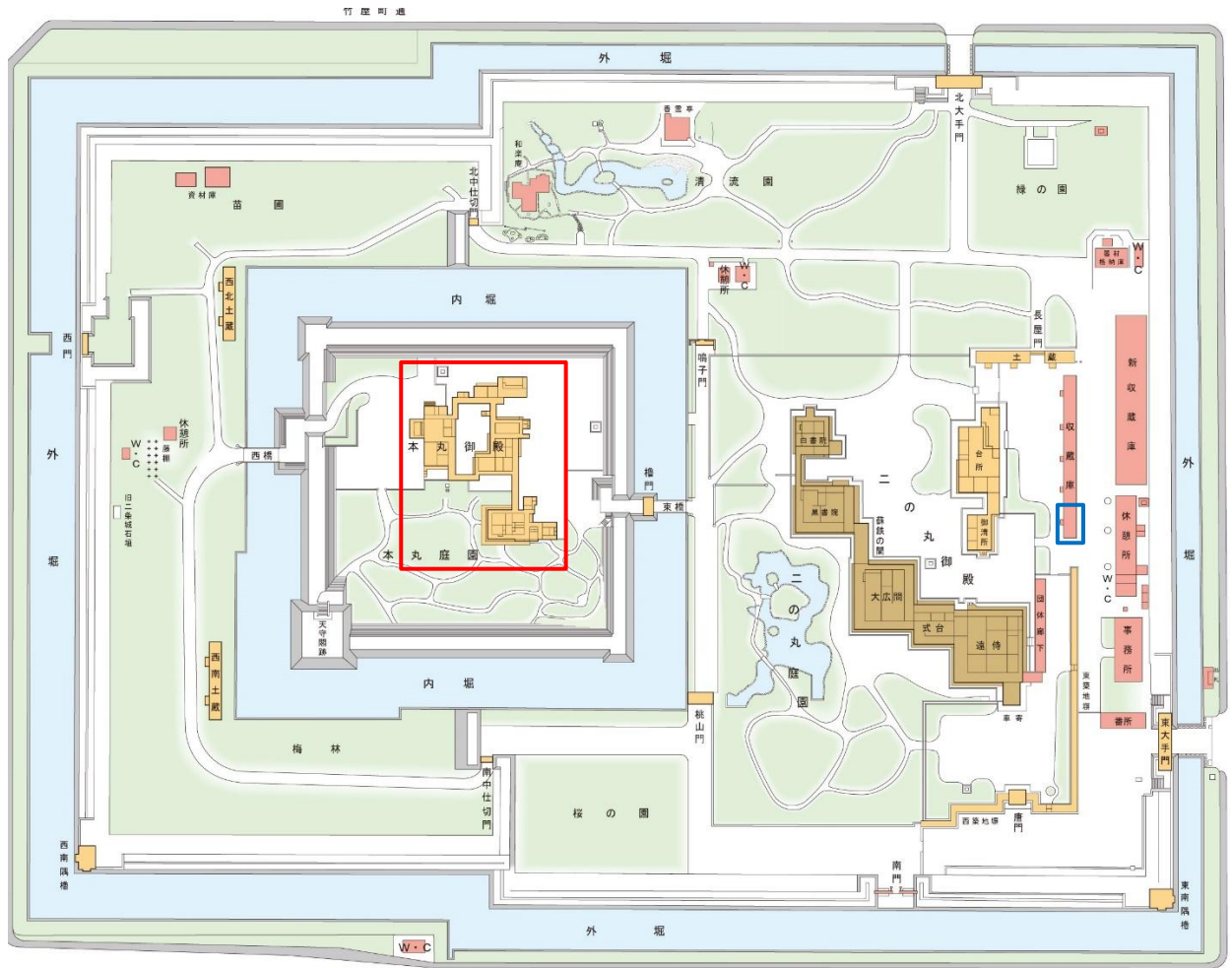
6 委託料の支払い条件

前金払いを行わず、完了後に支払うこととする。なお、部分払いも可とする。

7 その他

再委託は不可とする。

別紙1 二条城全体図 赤枠：本丸御殿 青枠：南収蔵庫



別紙2 作業場所 本丸御殿全体図

